

臨時株主総会招集ご通知

日 時

2026年7月28日（火曜日）午前10時
（受付開始時刻 午前9時30分）

場 所

岡山市北区駅元町1番5
ホテルグランヴィア岡山 3階 パールの間
（末尾の「株主総会会場ご案内略図」をご参照ください。）

決議事項

- | | |
|-------|----------------|
| 第1号議案 | 当社とディービーエックス株式 |
| | 会社との株式交換契約承認の件 |
| 第2号議案 | 定款一部変更の件 |
| 第3号議案 | 取締役6名選任の件 |
| 第4号議案 | 監査役1名選任の件 |
| 第5号議案 | 取締役に対する株式報酬制度に |
| | 係る内容の一部改定の件 |



OLBA
HEALTHCARE

つなぐ、人と未来。

 オルバヘルスケアホールディングス株式会社

証券コード：2689

株主各位

岡 山 市 北 区 下 石 井 一 丁 目 1 番 3 号
オルバヘルスケアホールディングス株式会社
代表取締役社長 前島 洋平

臨時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社臨時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の下記ウェブサイト
に「臨時株主総会招集ご通知」として掲載しております。

【当社ウェブサイト】 https://www.olba.co.jp/ir/event/event_03.html

また、上記のほか、インターネット上の下記ウェブサイトにも掲載しております。



【東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）】

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>

上記ウェブサイトにアクセスして、当社名又は証券コード（2689）を入力・検索し、

「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択のうえ、ご覧ください。



なお、当日ご出席されない場合は、後記「議決権行使方法についてのご案内」をご確認のうえ、書面又はインターネットにより事前の議決権行使を行うことが可能ですので、お手数ではございますが、電子提供措置事項に掲載の株主総会参考書類をご検討いただきまして、2026年7月27日（月曜日）午後6時までに議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時	2026年7月28日（火曜日）午前10時		
2. 場 所	岡山市北区駅元町1番5 ホテルグランヴィア岡山 3階 パールの間		
3. 目的事項	決議事項	第1号議案	当社とディービーエックス株式会社との株式交換契約承認の件
		第2号議案	定款一部変更の件
		第3号議案	取締役6名選任の件
		第4号議案	監査役1名選任の件
		第5号議案	取締役に対する株式報酬制度に係る内容の一部改定の件

以 上

- 本株主総会にご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- 電子提供措置事項のうち、ディービーエックス株式会社の最終事業年度（2025年4月1日から2026年3月31日まで）に係る計算書類等の内容につきましては、法令及び当社定款第14条の定めにより、本招集ご通知記載の当社ウェブサイト及び東京証券取引所ウェブサイトに掲載しておりますので、書面交付請求をいただいた株主様にご送付する書面には記載しておりません。
- 電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトに掲載させていただきます。

【当日ご出席いただく株主様へ】

株主の皆様へ以下のとおりご案内いたします。ご理解とご協力をお願い申し上げます。

1. 株主総会開催日時点でのご自身の体調をお確かめのうえ感染予防にご配慮いただき、ご来場くださいますようお願い申し上げます。
2. **株主総会終了後の株主懇談会は、実施いたしません。**
3. 本株主総会の運営に変更が生じた場合は、当社ホームページ（<https://www.olba.co.jp/>）に掲載いたしますので、ご出席の際はご確認ください。

議決権行使方法についてのご案内

株主総会にご出席いただく場合



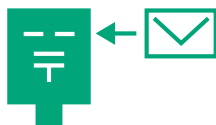
同封の議決権行使書用紙を
ご持参いただき、
会場受付にご提出ください。

株主総会開催日時

2026年7月28日（火）
午前10時

- 本招集ご通知は、当日会場までご持参くださいますようお願い申し上げます。
- 当日は軽装（クールビズ）にて実施させていただきますので、株主の皆様におかれましても軽装でご出席くださいますようお願い申し上げます。

書面にてご行使いただく場合



同封の議決権行使書用紙に
各議案に対する賛否を
ご記入いただきご返送ください。
議決権行使書面において、議案
に賛否の表示がない場合は、賛
成の意思表示をされたものとし
て取り扱わせていただきます。

行使期限

2026年7月27日（月）
午後6時到着分まで

インターネットにてご行使いただく場合



当社指定の議決権行使サイト
<https://www.web54.net>
にて各議案に対する賛否を
ご入力ください。

行使期限

2026年7月27日（月）
午後6時受付分まで

議決権行使のお取り扱いについて

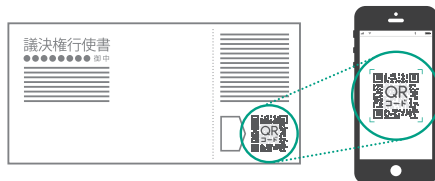
- 議決権の行使期限は、2026年7月27日（月曜日）午後6時までとなっておりますので、お早めの行使をお願いいたします。
- 書面とインターネットにより、二重に議決権を行使された場合は、インターネットによるものを有効な議決権としてお取り扱いいたします。また、インターネットによって複数回、又はパソコン・スマートフォンで重複して議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。
- 議決権行使ウェブサイトをご利用いただく際のプロバイダ及び通信事業者の料金（接続料金等）は、株主様のご負担となります。
- パソコンやスマートフォンのインターネットのご利用環境等によっては、議決権行使ウェブサイトがご利用できない場合があります。

インターネットによる議決権行使について

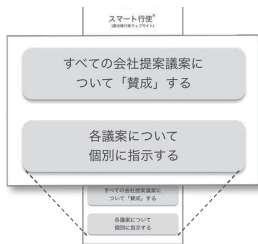
QRコードを読み取る方法 「スマート行使」

議決権行使コード及びパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトへログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



「スマート行使」での議決権行使は1回に限り可能です。

議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。
※QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへ遷移できます。

※QRコードは、株式会社デンソーウェブの登録商標です。

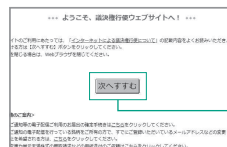
インターネットによる議決権行使に関するご不明な点につきましては、右記にお問い合わせください。

三井住友信託銀行
証券代行ウェブサポート
専用ダイヤル

議決権行使コード・パスワードを入力する方法

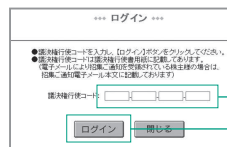
議決権行使ウェブサイト <https://www.web54.net>

- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。



「次へすすむ」をクリック

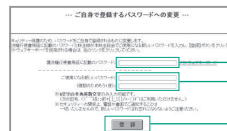
- 2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



「議決権行使コード」を入力

「ログイン」をクリック

- 3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」を入力し、実際にご使用になる新しいパスワードを設定のうえ、「登録」をクリックしてください。



「パスワード」を入力

「新しいパスワード」を入力

※新しいパスワードは大切に保管してください。

「登録」をクリック

- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

0120-652-031
受付時間：午前9時～午後9時

パスワード及び議決権行使コードのお取り扱いについて

- パスワードは、ご入力される方が株主様ご本人であることを確認するための重要な情報です。印鑑や暗証番号同様、大切にお取り扱いください。
- パスワードは、一定回数以上間違えると使用できなくなります。パスワードの再発行をご希望の場合は、画面の案内に従ってお手続きください。
- 議決権行使書用紙に記載されている議決権行使コードは、本総会に限り有効です。

第1号議案

当社とディーバイエックス株式会社との株式交換 契約承認の件

当社及びディーバイエックス株式会社（以下「ディーバイエックス」といい、当社とディーバイエックスを総称して、以下「両社」といいます。）は、2026年5月22日開催の両社の取締役会において、両社対等の精神に基づく経営統合（以下「本経営統合」といいます。）のため、当社を株式交換完全親会社、ディーバイエックスを株式交換完全子会社とする株式交換（以下「本株式交換」といいます。）を実施することを決定し、同日付で両社間において経営統合契約（以下「本経営統合契約」といいます。）及び株式交換契約（以下「本株式交換契約」といいます。）を締結いたしました。

つきましては、本議案において、本株式交換契約のご承認をお願いいたしたいと存じます。

本株式交換は、当社においては、本臨時株主総会の決議による本株式交換契約の承認を得た上で、また、ディーバイエックスにおいては、2026年6月26日開催の定時株主総会の決議による本株式交換契約の承認を得た上で、2026年9月1日を効力発生日として行われる予定です。

なお、本株式交換の効力発生日に先立ち、ディーバイエックスの普通株式（以下「ディーバイエックス株式」といいます。）は、株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」といいます。）スタンダード市場において2026年8月28日付で上場廃止（最終売買日は2026年8月27日）となる予定です。

1. 本株式交換を行う理由

当社は、1967年10月に医科器械、理科器械の販売を目的とする川西医科器械株式会社として設立され、2021年1月に創業100周年を記念してオルバヘルスケアホールディングス株式会社に商号を変更いたしました。また、2000年12月に当社の普通株式（以下「当社株式」といいます。）を東京証券取引所市場第二部へ上場、2020年3月には東京証券取引所市場第一部へ上場し、2022年4月の東京証券取引所における市場区分の見直しにより、東京証券取引所スタンダード市場に移行し、現在に至ります。

当社は、2026年5月22日現在、持株会社である当社と連結子会社8社の9社からなる企業グループ（以下「当社グループ」といいます。）で構成されており、中国四国エリアを中心に、医療機器及び関連機器の販売を行う医療器材事業、物品・情報管理及び購買管理業務並びに医療機器の販売を行うS P D事業及び在宅介護用ベッド・用品の販売・レンタルを行う介護用品事業を営んでおります。

一方、ディーバイエックスは、1986年4月に心臓ペースメーカの販売とフォローアップ業務を目的とする株式会社ヘルツとして設立され、2004年2月にディーバイエックス株式会社に商号を変更いたしました。また、2007年4月にディーバイエックス株式を株式会社ジャスダック証券取引所へ上場し、2013年12月には東京証券取引所市場第二部へ上場、2014年9月には東京証券取引所市場第一部へ上場した後、2022年4月の東京証券取引所における市場区分の見直しにより、東京証券取引所スタンダード市場に移行し、現在に至ります。

ディービーエックスは、2026年5月22日現在、ディービーエックスと連結子会社1社の2社からなる企業グループ（以下「ディービーエックスグループ」といい、当社グループとディービーエックスグループを総称して「両社グループ」といいます。）で構成されており、関東エリアを中心に、販売代理店として不整脈の検査・治療のための医療機器を販売する不整脈事業、販売代理店・国内総代理店として虚血性疾患の検査・治療のための医療機器を販売する虚血事業及びその他の医療器材を販売する事業を営んでおります。

両社グループの属する医療器材卸売業界を取り巻く事業環境は、保険償還価格の引き下げや物流コスト等の高騰、病院の収益力低下等により、近年厳しさを増していると認識しております。

具体的には、医療機器の公的価格である保険償還価格の引き下げが繰り返し実施されていることにより、医療器材全般における販売価格の低下や、利益率の減少といった影響が顕在化しております。また、物流業界全体における人手不足や燃料費の上昇等を背景として、物流関連コストは年々上昇を続けていると認識しております。加えて、医療機関の経営状況は厳しさを増しており、2025年9月19日に厚生労働省が公表した第118回社会保障審議会医療部会資料によると、医療現場での人件費の上昇や物価高騰等の影響を受け、国内の一般病院の事業利益率は2018年には1.4%であったものの、2023年にはマイナス1.9%まで低下しております。このような病院の経営状況において、病院では医療材料等の調達において一層のコスト削減を志向する傾向が強まっており、医療器材卸売業界における競争環境は一段と激化していると認識しております。

また、上記の市場環境のもと、医療器材卸売業界においては、事業規模の拡大による競争力強化や、経営効率の向上を目的とした業界再編の動きが進展し、単独での事業拡大や収益性の維持・向上を図ることは困難性を増しており、経営資源の集約や事業基盤の強化が重要な経営課題となっております。

このような厳しい外部環境において、従前より、当社は、収益率の向上や都市圏への進出、仕入価格の交渉力強化を当社グループの経営課題と認識しており、また、ディービーエックスは、循環器系の専門分野以外への取扱い領域の拡大や関東圏以外への進出強化、仕入価格の交渉力強化をディービーエックスグループの経営課題と認識しておりました。

両社は、上記の外部環境や内部課題の認識を踏まえ、2022年10月17日付で業務提携に関する基本合意書を締結した上で、2023年3月15日付で業務提携契約を締結し、両社間の協業に向けて検討を進めてまいりました。その後、両社間の更なる協業体制について検討を進める中で、本経営統合の実施により、両社の商圏や商材を補完し合う関係性を構築し、病院や医療現場に豊富なソリューションを提供できる強靱な経営基盤とすることで、両社グループの更なる企業価値の向上を実現できると判断したことから、2026年5月22日、両社の取締役会にて本経営統合を行うことを決議し、両社の間で本経営統合契約及び本株式交換契約を締結いたしました。

両社は、本経営統合の実現により、以下のシナジーを想定しております。

（1）代理店事業における販売網や商材の拡大及びスケールメリットの創出

両社グループの商圏や商材の相互補完により、強固な販売網を構築し、代理店事業における売上拡大を実現できると考えます。具体的には、ディービーエックスグループの主要商圏である関東エリアに当社グループの取り扱う医療器材全般を販売展開しつつ、当社グループの主要商圏である中国四国エリアにおける循環器商材の販売も強化することで、特定の地域に依存しない全国規模の強固な販売網を確立します。

また、両社の専門的知見の共有により新規商材の目利き力を向上させ、最新の医療器材の両社での販売に繋げることを期待しております。

加えて、各商材の調達規模の拡大による仕入価格の交渉力強化により、仕入価格の低減やボリュームインセンティブを獲得し、利益率を改善できると考えております。

(2) 自社企画製品における販路やサポートエリアの拡大及び医工連携の強化

ディービーエックスグループの自社企画製品である「R A Q U O S インジェクションシステム」、「ホルター心電図解析」及び「心音図検査装置 A M I - S S S O 1 シリーズ超聴診器」等について、当社の主要商圏である中国四国エリアや当社が進出しているタイ王国における販路拡大を推進するとともに、特に中国四国エリアにおける当該製品の修理サポート対応等を通じた連携を図ります。

加えて、両社がこれまで蓄積した医療現場のニーズや知見を共有することで、新たな開発アイデアを生み出すことが可能となり、また、ベンチャー企業等との協業を含めた先進的な製品開発力も強化できると想定しております。

(3) 物流や在庫管理の最適化及び B C P の強化

中国四国エリアでの物流網の統合により、物流コストの削減と供給網の最適化を実現します。具体的には、当社グループの新岡山物流センターの相互利用を検討しております。また、両社の有する有効期限のある医療器材の在庫を相互に販売・融通することで廃棄ロスを削減し、在庫回転率の向上につなげることも期待しております。

加えて、販売網や物流網の相互補完体制を構築することにより、自然災害やパンデミック時においても安定的に医療器材を供給できる地域依存度の低い強靱なインフラ体制を整備できると考えております。

(4) I T 投資の効率化とデータ活用による D X の推進

両社の有する I T システムや知見の共有化による業務効率化を実現します。具体的には、当社グループの物流統合システム「L i e f l o」の両社での活用や、商品マスタの相互共有等を推進することを検討しております。

また、本経営統合に伴う資金力向上を背景に、販売管理システムや物流システム等の I T システムへの大規模な共同投資を効率的に実行することも可能となると考えております。

(5) 両社の専門的知見の共有と人材交流を通じた人材育成強化

両社が有するノウハウや知見を共有し、両社グループの人材育成の強化を実現できると考えます。具体的には、専門性を有する人材による研修の実施や教育コンテンツの相互利用を進めます。また、異なる分野に強みを持つ人材同士の交流を促進することで、組織全体のスキルアップと強固な人材基盤の構築を図ります。

両社は、本経営統合により上記のシナジーを実現することで、業界全体の再編を牽引しつつ、収益力の低下が進む病院への経営改善の最適な相談役として持続可能な医療供給体制の構築に貢献することで、医療業界の更なる発展に繋がれると考えております。

また、今後、本経営統合を通じて、両社は、当社グループの既存事業においては、当社グループの「網羅性」と、ディービーエックスグループの「専門性」を融合させ、「総合×専門」のハイブリッド型医療機器ディーラーという確固たるポジションを築くことを目指し、また、ディービーエックスの既存事業においては、代理店事業と自社企画製品事業を両軸に据え、医療現場のニーズに応えるための総合的な提案力と開発力を備えることで「医療業界に欠かせない病院経営のパートナー」となることを目指すことを通じて、本経営統合後の両社グループ全体における企業価値向上を実現してまいります。

2. 本株式交換契約の内容

当社及びディービーエックスが2026年5月22日付で締結した本株式交換契約の内容は以下のとおりです。

株式交換契約書（写）

オルバヘルスケアホールディングス株式会社（以下「甲」という。）及びディービーエックス株式会社（以下「乙」という。）は、2026年5月22日（以下「本契約締結日」という。）付けにて、以下のとおり株式交換契約書（以下「本契約」という。）を締結する。

第1条（株式交換）

甲及び乙は、本契約の定めに従い、甲を株式交換完全親会社、乙を株式交換完全子会社として株式交換（以下「本株式交換」という。）を行い、甲は、本株式交換により乙の発行済株式の全部を取得する。

第2条（商号及び住所）

甲及び乙の商号及び住所は、それぞれ以下のとおりである。

（1）甲（株式交換完全親会社）

商 号：オルバヘルスケアホールディングス株式会社

住 所：岡山県岡山市北区下石井一丁目1番3号

（2）乙（株式交換完全子会社）

商 号：ディービーエックス株式会社

住 所：東京都港区港南一丁目8番15号

第3条（株式交換に際して交付する株式の数及びその割当てに関する事項）

1. 甲は、本株式交換に際して、本株式交換により甲が乙の発行済株式の全てを取得する時点の直前時（以下「基準時」という。）における乙の株主名簿に記録された株主（第8条に基づく乙の自己株式の消却後の株主をいうものとする。以下「基準時株主」という。）に対して、乙の普通株式に代わり、その保有する乙の普通株式の総数に0.50を乗じて得た数の甲の普通株式を交付する。

2. 甲は、本株式交換に際して、基準時株主に対して、その保有する乙の普通株式1株につき甲の普通株式0.50株の割合（以下「本株式交換比率」という。）をもって、甲の普通株式を割り当てる。
3. 前二項に従って甲が基準時株主に対して割当交付する甲の普通株式の数に1株に満たない端数がある場合、甲は会社法第234条その他の関係法令の規定に基づき処理する。

第4条（株式交換完全親会社の資本金及び準備金の額に関する事項）

本株式交換により増加する甲の資本金及び準備金の額は、次のとおりとする。

- （1）資本金：0円
- （2）資本準備金：会社計算規則第39条に従い、甲が別途定める額
- （3）利益準備金：0円

第5条（効力発生日）

本株式交換がその効力を生ずる日（以下「効力発生日」という。）は、2026年9月1日とする。但し、本株式交換の手の続の進行にに、必要がある場合には、甲及び乙が協議し合意の上、効力発生日を変更することができる。

第6条（株主総会の承認）

甲及び乙は、効力発生日の前日までに、それぞれ株主総会を招集し、本契約の承認及び本株式交換に必要な事項に関する決議を求める。

第7条（事業の運営）

1. 甲及び乙は、本契約締結日から効力発生日までの間、それぞれ善良なる管理者の注意義務をもって自らの業務の執行並びに財産の管理及び運営を行う。
2. 甲及び乙は、本契約締結日から効力発生日までの間、本契約において別途定める場合を除き、本株式交換の実行又は本株式交換比率に重大な影響を及ぼす可能性のある行為を行う場合は、事前に相手方当事者と協議し合意の上、これを行う。

第8条（剰余金の配当及び自己株式取得の制限）

1. 甲は、2026年6月30日の最終の自らの株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対し、普通株式1株当たり80円を限度として剰余金の配当を行うことができる。
2. 乙は、2026年3月31日の最終の自らの株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対し、普通株式1株当たり50円を限度として剰余金の配当を行うことができる。

3. 甲及び乙は、前二項に定めるものを除き、本契約締結日から効力発生日の前日（本効力発生日の前日を含む。以下、本項において同じ。）までの間のいずれかの日を基準日とする剰余金の配当を行わないものとし、また、本契約締結日から効力発生日の前日までの間のいずれかの日を取得日とする自己株式の取得（但し、（i）会社法第192条第1項に定める単元未満株式の買取請求に応じて自己株式の取得を行う場合、（ii）会社法第785条第1項又は第797条第1項に定める本株式交換に際して行使される反対株主の株式買取請求に応じて自己株式の取得を行う場合、及び（iii）乙がその役員との間で締結する譲渡制限付株式割当契約書に基づき当該役員が保有する譲渡制限付株式につき無償で自己株式の取得を行う場合を除く。）を行ってはならない。

第9条（自己株式の消却）

乙は、効力発生日の前日までに開催される乙の取締役会の決議に基づき、基準時において保有する自己株式（本株式交換に際して行使される会社法第785条第1項に定める乙の反対株主の株式買取請求にかかる株式の買取りによって乙が取得する自己株式及び乙がその役員との間で締結する譲渡制限付株式割当契約書に基づき当該役員から取得する自己株式を含む。）の全部を、基準時をもって消却する。

第10条（株式交換条件の変更及び本契約の解除）

本契約締結日以降効力発生日に至るまでの間に、甲又は乙の財産状態又は経営成績に重大な変動が発生し又は判明した場合、本契約に従った本株式交換の実行に重大な支障となりうる事象が発生し又は判明した場合その他本株式交換の目的の達成が困難となった場合には、甲及び乙は、誠実に協議し合意の上、本契約を変更し又は解除することができる。

第11条（本契約の効力）

本契約は、（i）効力発生日の前日までに甲の株主総会において本契約の承認が得られない場合、（ii）効力発生日の前日までに乙の株主総会において本契約の承認が得られない場合、（iii）本株式交換に関し、法令等（外国法を含む。以下同じ。）により効力発生日までに完了していることが要求される許認可、届出等の手続（もしあれば）が、効力発生日の前日までに完了していない場合（法令等により効力発生日前に経過していることが必要な待期間が、効力発生日の前日までに経過していない場合も含む。）、及び（iv）前条に基づき本契約が解除された場合には、その効力を失う。

第12条（管轄裁判所）

本契約の履行及び解釈に関し紛争が生じたときは、被告の本店所在地を管轄する地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

第13条（協議事項）

本契約に定めるもののほか、本株式交換に関し必要な事項は、本契約の趣旨に従い、甲及び乙で協議の上、これを定める。

本契約の締結を証するため、本書2通を作成し、各当事者が記名押印の上、各1通を保有する。

2026年5月22日

甲：岡山県岡山市北区下石井一丁目1番3号
オルバヘルスケアホールディングス株式会社
代表取締役社長 前島 洋平

乙：東京都港区港南一丁目8番15号
ディービーエックス株式会社
代表取締役社長 柴崎 浩

3. 交換対価の相当性に関する事項

（1）交換対価の総数の相当性に関する事項

① 本株式交換に係る割当ての内容

	当社 (株式交換完全親会社)	ディービーエックス (株式交換完全子会社)
本株式交換に係る割当比率	1	0.50
本株式交換により交付する 株式数	当社株式：5,183,078株（予定）	

（注1）株式の割当比率

ディービーエックス株式1株に対して、当社株式0.50株を割当交付いたします。なお、上記の本株式交換に係る割当比率（以下「本株式交換比率」といいます。）は、算定の根拠となる諸条件に重大な変更が生じた場合、両社協議し合意の上、変更することがあります。

(注2) 本株式交換により交付する当社株式の数

当社は、本株式交換に際して、本株式交換により当社がディーバイエックスの発行済株式の全てを取得する時点の直前時（以下「基準時」といいます。）におけるディーバイエックスの株主の皆様（ただし、下記の自己株式の消却が行われた後の株主をいいます。）に対し、その保有するディーバイエックス株式に代えて、その保有するディーバイエックス株式の数の合計に0.50を乗じて得た株数の当社株式を交付する予定です。また、当社が交付する株式は、新株式（5,183,078株）の発行により対応する予定です。

なお、ディーバイエックスは、本株式交換の効力発生日の前日までに開催するディーバイエックスの取締役会決議により、基準時において保有している自己株式（ディーバイエックスが譲渡制限付株式報酬として役員に割り当てている譲渡制限付株式（以下「本譲渡制限付株式」といいます。）のうち、本株式交換の効力発生日の前営業日において譲渡制限が解除されておらず、ディーバイエックスが無償で取得する株式を含みます。また、本株式交換に関する会社法第785条第1項に基づく反対株主の株式買取請求に応じて取得する株式を含みます。）の全てを、基準時をもって消却する予定です。本株式交換によって交付する株式数は、ディーバイエックスの自己株式の取得や消却等の理由により、今後修正される可能性があります。

(注3) 単元未満株式の取扱い

本株式交換に伴い、当社の単元未満株式（100株未満の株式）を保有することとなるディーバイエックスの株主の皆様については、当社株式に関する以下の制度をご利用いただくことができます。なお、金融商品取引市場において単元未満株式を売却することはできません。

- ・単元未満株式の買取請求制度（1単元（100株）未満株式の売却）

会社法第192条第1項の規定及び当社の株式取扱規程に基づき、当社の単元未満株式を保有する株主の皆様が、その保有する単元未満株式を買い取ることを当社に対して請求することができる制度です。

(注4) 1株に満たない端数の取扱い

本株式交換に伴い、1株に満たない端数の当社株式の交付を受けることとなるディーバイエックスの株主の皆様においては、会社法第234条その他の関連法令の定めに従い、その端数の合計数（その合計数に1に満たない端数がある場合は切り捨てるものとします。）に相当する当社株式を売却し、かかる売却代金をその端数に応じて当該株主の皆様へ交付いたします。

② 本株式交換に係る割当ての内容の根拠等

(a) 割当ての内容の根拠及び理由

両社は、上記①「本株式交換に係る割当ての内容」に記載の本株式交換比率の決定にあたって公正性及び妥当性を確保するため、それぞれ両社から独立した第三者算定機関及び各種アドバイザーを選定しました。当社は、ファイナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関として山田コンサルティンググループ株式会社（以下「山田コンサル」といいます。）を、法務アドバイザーとして弁護士法人大江橋法律事務所（以下「大江橋法律事務所」といいます。）を選定し、ディーブイエックスは、ファイナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関として株式会社AGS FAS（以下「AGS FAS」といいます。）を、法務アドバイザーとして西村あさひ法律事務所・外国法共同事業（以下「西村あさひ法律事務所」といいます。）を選定し、本格的な検討を開始いたしました。

当社においては、下記（３）「公正性を担保するための措置」に記載のとおり、当社のファイナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関である山田コンサルから2026年5月21日付で取得した株式交換比率算定書、法務アドバイザーである大江橋法律事務所からの助言、当社がディーブイエックスに対して2026年2月初旬から3月下旬にかけて実施したデュー・ディリジェンスの結果等を踏まえて、慎重に協議・検討した結果、本株式交換比率は妥当であり、当社の株主の皆様の利益に資するとの結論に至ったため、本株式交換比率により本株式交換を行うことが妥当であると判断いたしました。

他方、ディーブイエックスにおいては、下記（３）「公正性を担保するための措置」に記載のとおり、ディーブイエックスのファイナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関であるAGS FASから2026年5月21日付で取得した株式交換比率算定書、法務アドバイザーである西村あさひ法律事務所からの助言、ディーブイエックスが当社に対して2026年2月初旬から3月下旬にかけて実施したデュー・ディリジェンスの結果等を踏まえて、慎重に協議・検討をいたしました。その結果、本株式交換比率は妥当であり、ディーブイエックスの株主の皆様の利益に資するとの判断に至ったため、ディーブイエックスは、本株式交換比率により本株式交換を行うことが妥当であると判断いたしました。

以上のとおり、両社は、両社がそれぞれの第三者算定機関から提出を受けた株式交換比率の算定結果を参考に、それぞれが相手方に対して実施したデュー・ディリジェンスの結果等を踏まえて慎重に検討し、両社の財務状況・資産状況・将来の見通し等の要因を総合的に勘案した上で、交渉・協議を重ねてまいりました。その結果、両社は、本株式交換比率は妥当であり、それぞれの株主の皆様の利益に資するとの判断に至ったため、本株式交換比率により本株式交換を行うことが妥当であると判断いたしました。

なお、本株式交換比率は、本株式交換契約に従い、算定の基礎となる諸条件に重大な変更が生じた場合には、両社間で協議し合意の上変更することがあります。

(b) 算定に関する事項

(ア) 算定機関の名称及び両社との関係

当社の第三者算定機関である山田コンサル、ディーバイエックスの第三者算定機関であるA G S F A Sはいずれも、両社から独立した算定機関であり、両社の関連当事者に該当せず、本株式交換に関して記載すべき重要な利害関係を有しません。

なお、本株式交換に係る山田コンサルに対する報酬には、本株式交換の成立等を条件に支払われる成功報酬が含まれておりますが、同種の取引における一般的な実務慣行や本株式交換が不成立となった場合に当社に相応の金銭的負担が生じる報酬体系の是非等を勘案しますと、当社としては本株式交換の完了を条件に支払われる成功報酬が含まれていることをもって、独立性が否定されるものではないと判断しております。また、本株式交換に係るA G S F A Sに対する報酬には、本株式交換の過程に複数のマイルストーンを設定し、各マイルストーンに到達する都度支払われるマイルストーン報酬が含まれているところ、A G S F A Sとしては、本株式交換の成否が不明な中において、報酬体系を固定報酬のみとするよりもむしろ、報酬の一部をマイルストーン報酬とする方がディーバイエックスの金銭的負担の観点から望ましく、双方にとっても合理性があると考えているとのことであり、ディーバイエックスとしてはマイルストーン報酬が含まれていることをもって独立性が否定されているわけではないと判断しているとのことです。

(イ) 算定の概要

(i) 山田コンサルによる算定

山田コンサルは、当社については、同社が東京証券取引所スタンダード市場に上場していることから市場株価法を用い、また、将来の事業活動の状況を算定に反映させるためにディスカунテッド・キャッシュ・フロー法（以下「DCF法」といいます。）を用いて算定を行いました。市場株価法では、2026年5月21日を基準日として、東京証券取引所スタンダード市場における当社株式の基準日の株価終値、2026年4月22日から基準日までの直近1ヶ月間の終値単純平均値、2026年2月24日から基準日までの直近3ヶ月間の終値単純平均値、2025年11月25日から基準日までの直近6ヶ月間の終値単純平均値を採用しております。DCF法では、当社が作成した財務予測に基づく将来のキャッシュ・フロー等を、一定の割引率で現在価値に割り引くことによって算定しております。なお、DCF法による算定の前提とした当社の財務予測においては、大幅な増減を見込んでいる事業年度が含まれております。具体的には、2027年6月期においては運転資本の増加幅が減少することにより前年度対比でフリー・キャッシュ・フロー（以下「FCF」といいます。）の大幅な増加を見込んでおり、2028年6月期においては、大規模な設備投資によりFCFの大幅な減少を見込んでおります。また、2029年6月期には設備投資額が減少することによりFCFの大幅な増加を見込んでおります。なお、当該財務予測は、本株式交換の実施を前提としておりません。

ディーバイエックスについては、同社が東京証券取引所スタンダード市場に上場していることから市場株価法を用い、また、将来の事業活動の状況を算定に反映させるためにDCF法を用いて算定を行いました。市場株価法では、2026年5月21日を基準日として、東京証券取引所スタンダード市場におけるディーバイエックス株式の基準日の株価終値、2026年4月22日から基準日までの直近1ヶ月間の終値単純平均値、2026年2月24日から基準日までの直近3ヶ月間の終値単純平均値、2025年11月25日から基準日までの直近6ヶ月間の終値単純平均値を採用しております。DCF法では、ディーバイエックスが作成した財務予測に基づく将来のキャッシュ・フロー等を、一定の割引率で現在価値に割り引くことによって算定しております。なお、DCF法による算定の前提としたディーバイエックスの財務予測においては、大幅な増益を見込んでいる事業年度が含まれております。具体的には、2027年3月期、2028年3月期、2030年3月期及び2031年3月期において、高付加価値商品の販売増加に伴い各前年度対比で営業利益の大幅な増益を見込んでおります。また、2027年3月期から2031年3月期は営業利益の増加に伴うFCFの大幅な増加を見込んでおります。また、当該財務予測は、本株式交換の実施を前提としておりません。なお、当社株式の1株当たりの株式価値を1とした場合のディーバイエックス株式の評価レンジは、以下のとおりです。

採用手法	株式交換比率の算定結果
市場株価法	0.47 ～ 0.56
DCF法	0.35 ～ 0.60

山田コンサルは、株式交換比率の算定に際して、両社から提供を受けた情報、一般に公開された情報を原則としてそのまま使用し、それらの資料、情報等が全て正確かつ完全なものであることを前提としており、独自にそれらの正確性及び完全性の検証は行っておりません。また、両社及びその関係会社の資産又は負債（金融派生商品、簿外資産及び負債、その他の偶発債務を含みます。）について、個別の資産及び負債の分析及び評価を含め、独自に評価、鑑定又は査定を行っておらず、第三者機関への鑑定又は査定の依頼も行っておりません。山田コンサルの株式交換比率の算定は、2026年5月21日現在までの情報及び経済条件を反映したものであり、また、当社の財務予測その他将来に関する情報については、当社の経営陣により現在可能な最善かつ誠実な予測と判断に基づき合理的に作成されたこと、ディーバイエックスの財務予測その他将来に関する情報については、ディーバイエックスの経営陣により現在可能な最善かつ誠実な予測と判断に基づき合理的に作成されたこと、それらの予測に伴い当社及びディーバイエックスの財務状況が推移することを前提としております。なお、山田コンサルが提出した株式交換比率の算定結果は、当社の経営陣が本株式交換における株式交換比率を検討するための参考に資することを唯一の目的としており、本株式交換における株式交換比率の公平性について意見を表明するものではありません。

(ii) A G S F A Sによる算定

A G S F A Sは、当社については、同社が東京証券取引所スタンダード市場に上場していることから市場株価法を用い、また、将来の事業活動の状況を算定に反映させるためにD C F法を用いて算定を行いました。市場株価法では、2026年5月21日を基準日として、東京証券取引所スタンダード市場における当社株式の基準日の株価終値、2026年4月22日から基準日までの直近1ヶ月間の終値単純平均値、2026年2月24日から基準日までの直近3ヶ月間の終値単純平均値、2025年11月25日から基準日までの直近6ヶ月間の終値単純平均値を採用しております。D C F法では、当社が作成した財務予測に基づく将来のキャッシュ・フローを、一定の割引率で現在価値に割り引くことによって算定しております。なお、D C F法による算定の前提とした当社の財務予測においては、大幅な増益を見込んでいる事業年度が含まれております。具体的には、2027年6月期においては運転資本の増加幅が縮小することによりF C Fの大幅な増加を見込んでおり、2028年6月期においては、大規模な設備投資により各前年度対比でF C Fの大幅な減少を見込んでおり、2029年6月期においては設備投資額が減少することによりF C Fの大幅な増加を見込んでおります。また、当該財務予測は、本株式交換の実施を前提としておりません。

ディーバイエックスについては、同社が東京証券取引所スタンダード市場に上場していることから市場株価法を用い、また、将来の事業活動の状況を算定に反映させるためにD C F法を用いて算定を行いました。市場株価法では、2026年5月21日を基準日として、東京証券取引所スタンダード市場におけるディーバイエックス株式の基準日の株価終値、2026年4月22日から基準日までの直近1ヶ月間の終値単純平均値、2026年2月24日から基準日までの直近3ヶ月間の終値単純平均値、2025年11月25日から基準日までの直近6ヶ月間の終値単純平均値を採用しております。D C F法では、ディーバイエックスが作成した財務予測に基づく将来のキャッシュ・フローを、一定の割引率で現在価値に割り引くことによって算定しております。なお、D C F法による算定の前提としたディーバイエックスの財務予測においては、大幅な増益を見込んでいる事業年度が含まれております。具体的には、2027年3月期、2028年3月期、2030年3月期及び2031年3月期において、高付加価値商品の販売増加に伴い各前年度対比で営業利益の大幅な増益を見込んでおります。また、2028年3月期は、運転資本の増加によりF C Fの大幅な減少を見込んでおり、2027年3月期及び2029年3月期から2031年3月期は営業利益の増加に伴うF C Fの大幅な増加を見込んでおります。また、当該財務予測は、本株式交換の実施を前提としておりません。

各評価手法による、当社株式の1株当たりの株式価値を1とした場合のディーバイエックス株式の評価レンジは、以下のとおりです。

採用手法	株式交換比率の算定結果
市場株価法	0.48 ～ 0.55
D C F法	0.23 ～ 0.90

AGS FASは、株式交換比率の算定に際して、両社から提供を受けた資料及び情報、一般に公開された情報を原則としてそのまま使用し、分析及び検討の対象とした全ての資料及び情報が正確かつ完全であることを前提としており、これらの資料及び情報の正確性又は完全性に関し独自の検証を行っておらず、またその義務を負うものではありません。AGS FASは、株式交換比率の算定に重大な影響を与える可能性がある事実でAGS FASに対して未開示の事実はないこと等を前提としております。両社及びその関係会社の全ての資産又は負債（金融派生商品、簿外資産及び負債、その他の偶発債務を含み、これらに限られません。）について、個別の資産及び負債の分析並びに評価を含め、独自に評価、鑑定又は査定を行っておらず、また第三者機関への評価、鑑定又は査定の依頼も行っておりません。AGS FASは、提供された両社の財務予測その他将来に関する情報が、両社の経営陣による現時点において可能な最善の予測と判断に基づき、合理的に確認、検討又は作成されていることを前提としており、独自に検証することなくこれらの情報に依拠しております。AGS FASの算定は、2026年5月21日現在における金融、経済、市場その他の状況を前提としております。なお、AGS FASが提出した株式交換比率の算定結果は、本株式交換における株式交換比率の公平性について意見を表明するものではありません。

（２）上場廃止となる見込み及びその事由

本株式交換により、その効力発生日である2026年9月1日（予定）をもって、ディーバイエックスは当社の完全子会社となるため、ディーバイエックス株式は2026年8月28日付で上場廃止（最終売買日は2026年8月27日）となる予定です。

上場廃止後は、ディーバイエックス株式を東京証券取引所スタンダード市場において取引をすることができなくなりますが、本株式交換によりディーバイエックスの株主の皆様は割り当てられる当社株式は東京証券取引所スタンダード市場に上場されており、本株式交換の効力発生日以後も金融商品取引所市場での取引が可能であることから、基準時においてディーバイエックス株式を200株以上保有し、本株式交換により当社株式の単元株式数である100株以上の当社株式の割当てを受けるディーバイエックスの株主の皆様に対しては、引き続き株式の流動性を提供できるものと考えております。

他方、基準時において、200株未満のディーバイエックス株式を保有するディーバイエックスの株主の皆様には、当社株式の単元株式数である100株に満たない当社株式が割り当てられます。そのような単元未満株式を金融商品取引所市場において売却することはできませんが、単元未満株式を保有することになる株主の皆様は、当社に対し、その保有する単元未満株式を買い取ることを請求することが可能です。詳細については、上記（１）①「本株式交換に係る割当ての内容」（注３）「単元未満株式の取扱い」をご参照ください。また、本株式交換に伴い1株に満たない端数が生じた場合における端数の取扱いの詳細については、上記（１）①「本株式交換に係る割当ての内容」（注４）「1株に満たない端数の取扱い」をご参照ください。

(3) 公正性を担保するための措置

本株式交換において上場会社であるディーバイエックスが当社の株式交換完全子会社となることから、両社は、本株式交換の公正性を担保するために以下の措置を実施しております。

① 独立した第三者算定機関からの算定書の取得

両社は、本株式交換における株式交換比率の算定にあたって公正性を期すため、当社は、両社から独立した第三者算定機関である山田コンサルを選定し、2026年5月21日付で、株式交換比率に関する算定書を取得し、また、ディーバイエックスは、両社から独立した第三者算定機関であるAGS FASを選定し、2026年5月21日付で、株式交換比率に関する算定書を取得いたしました。各算定書の概要は上記(1)②(b)「算定に関する事項」をご参照ください。なお、両社は、いずれも各第三者算定機関から、本株式交換の株式交換比率が両社の株主にとって財務的見地より公正である旨の意見書（フェアネス・オピニオン）を取得しておりません。

② 独立した法律事務所からの助言

本株式交換の法務アドバイザーとして、当社は大江橋法律事務所を、ディーバイエックスは西村あさひ法律事務所を選任し、それぞれ本株式交換の諸手続及び意思決定の方法・過程等について、法的な観点から助言を得ております。なお、大江橋法律事務所及び西村あさひ法律事務所は、いずれも両社から独立しており、本株式交換を含む本経営統合に関して両社との間で重要な利害関係を有しません。

大江橋法律事務所は、当社と法律顧問契約を締結しておりますが、同事務所は当社に限らず多数の依頼者に対してリーガル・サービスを提供する外部の法律事務所であり、当社も同事務所の依頼者の一つとして、その取扱分野や専門性を踏まえ都度の法律相談を行うために法律顧問契約を締結しているものであり、かかる契約を締結していることをもって同事務所の当社からの独立性は害されず、また、同事務所の報酬は、本株式交換を含む本経営統合の成否にかかわらず、稼働時間に時間単価を乗じて算出するものとされており、取引の成立を条件とする成功報酬は含まれていないことから、当社は、同事務所の独立性に問題はないと判断しております。

なお、2026年5月22日現在において、両社の間には資本関係及び人的関係はなく、関連当事者に該当しないため、本株式交換に関する取締役会における意思決定の実施にあたって両社の間には特段の利益相反関係は生じないことから、上記①「独立した第三者算定機関からの算定書の取得」及び②「独立した法律事務所からの助言」のほか、特別な措置は講じておりません。

(4) 当社の資本金及び準備金等の額の相当性に関する事項

本株式交換により増加する当社の資本金及び準備金の額は次のとおりとなります。かかる取扱いは、当社の財務状況、資本政策その他の事情を総合的に考慮・検討して法令の範囲内で決定したものであり、相当であると判断しております。

- ① 資本金：0円
- ② 資本準備金：会社計算規則第39条に従い、当社が別途定める額
- ③ 利益準備金：0円

4. 本株式交換に係る新株予約権の定め相当性に関する事項

該当事項はありません。

5. ディーバイエックスに関する事項

(1) 最終事業年度に係る計算書類等

ディーバイエックスの最終事業年度（2026年3月期）に係る計算書類等の内容については、法令及び当社定款第14条第2項の規定に基づき、書面交付請求をいただいた株主の皆様に対して交付する書面（電子提供措置事項記載書面）への記載は省略しておりますが、インターネット上の当社ウェブサイト (https://www.olba.co.jp/ir/event/event_03.html) 及び東京証券取引所ウェブサイト (<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>) に掲載しております。

(2) 最終事業年度の末日後の日を臨時決算日とする臨時計算書類

該当事項はありません。

(3) 最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分等

① 本経営統合契約及び本株式交換契約の締結

ディーバイエックスは、2026年5月22日開催の取締役会において、本経営統合に関し、当社を株式交換完全親会社、ディーバイエックスを株式交換完全子会社とする株式交換を行うことを決議し、同日付で両社間において本経営統合契約及び本株式交換契約を締結いたしました。本株式交換契約の内容は、上記2.「本株式交換契約の内容」に記載のとおりです。

② 自己株式の消却

ディーバイエックスは、本株式交換の効力発生日の前日までに開催する取締役会の決議により、基準時において保有している自己株式（本譲渡制限付株式のうち、本株式交換の効力発生日の前営業日において譲渡制限が解除されておらず、ディーバイエックスが無償で取得する株式を含みます。また、本株式交換に関する会社法第785条第1項に基づく反対株主の株式買取請求に応じて取得する株式を含みます。）の全部を、基準時において消却する予定です。

③ 剰余金の配当

ディーバイエックスは、2026年5月15日開催の取締役会における決議に基づき、2026年6月12日を効力発生日として、ディーバイエックス株式1株につき50円、配当総額525,047,800円の剰余金の配当を行いました。なお、ディーバイエックスは会社法第459条第1項に基づき、取締役会の決議をもって剰余金の配当等を行う旨を定款に定めております。

6. 当社における最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分等

(1) 本経営統合契約及び本株式交換契約の締結

当社は、2026年5月22日開催の取締役会において、本経営統合に関し、当社を株式交換完全親会社、ディービーエックスを株式交換完全子会社とする株式交換を行うことを決議し、同日付で両社間において本経営統合契約及び本株式交換契約を締結いたしました。本株式交換契約の内容は、上記2.「本株式交換契約の内容」に記載のとおりです。

(2) 剰余金の配当

当社は、2025年9月25日開催の定時株主総会における決議に基づき、2025年9月26日を効力発生日として、当社株式1株につき80円、配当総額494,378,240円の剰余金の配当を行いました。

第2号議案 定款一部変更の件

1. 変更の理由

第1号議案「当社とディーバイエックス株式会社との株式交換契約承認の件」に記載のとおり、当社は、ディーバイエックスと本経営統合を行う予定であります。これに伴い、両社対等の精神の下、新しい企業グループとしての将来像をより明確に打ち出すことを目的として、また、本経営統合後の事業内容に合致する事業目的への変更、本株式交換による発行済株式総数の増加に伴う発行可能株式総数の変更及び本経営統合後のガバナンスの在り方を踏まえた取締役会の議長の変更を目的として、商号（現行定款第1条）、目的（現行定款第2条）、発行可能株式総数（現行定款第6条）並びに取締役会の招集権者及び議長（現行定款第19条）を変更すること（以下「本定款変更」といいます。）の承認をお願いするものであります。

なお、本定款変更は、第1号議案「当社とディーバイエックス株式会社との株式交換契約承認の件」が原案どおり可決され、本株式交換の効力が発生することを条件として、本株式交換の効力発生日（2026年9月1日予定）に効力が生ずるものといたします。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりです。

（下線部は変更箇所を示しております。）

現 行 定 款	変 更 案
（商号） 第1条 当社は、<u>オルバヘルスケアホールディングス株式会社</u>と称し、英文では、<u>OLBA HEALTHCARE HOLDINGS, Inc.</u>と表示する。 （目的） 第2条 （条文省略） 1. （条文省略） ① 医療機器及び材料の製造、販売、レンタル、リース、保守点検、修理、加工、設置工事並びに輸出入 （新設） （新設）	（商号） 第1条 当社は、<u>オルバディーバイエックスヘルスケア株式会社</u>と称し、英文では、<u>OLBA DVx HEALTHCARE, Inc.</u>と表示する。 （目的） 第2条 （現行どおり） 1. （現行どおり） ① 医療機器、<u>関連周辺機器</u>及び関連材料の製造、<u>売買</u>、レンタル、リース、保守点検、修理、加工、設置工事並びに輸出入 ② <u>医療用機器</u>並びに<u>関連周辺機器</u>の研究・開発 ③ <u>医療用システム</u>の設計、<u>売買</u>及び輸出入

現 行 定 款	変 更 案
② 医科、産業衛生、理化学、生化学、光学機器及び計量器の製造、販売、レンタル、リース、保守点検、修理、加工、設置工事並びに輸出入 ③ 医薬品、医療用外各種薬品類、医薬品原料、医薬部外品、動物用医薬品、工業薬品その他化学製品、試薬、臨床検査薬、毒物、劇物、動物用医療用具の製造、加工、販売及び輸出入 ④～⑨ (条文省略) ⑩ コンピュータ及びその周辺機器の開発、レンタル、リース、保守点検、修理並びに販売 (新設) ⑪～⑱ (条文省略) (新設) ⑳ (条文省略) 2～9 (条文省略) 10. 特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の工業所有権その他の無体財産権の取得、管理、使用許諾および売買 11～13 (条文省略) (発行可能株式総数) 第6条 当社の発行可能株式総数は、<u>18,000,000</u>株とする。 (取締役会の招集権者及び議長) 第19条 取締役会は取締役社長がこれを招集し、その議長となる。<u>取締役社長</u>に事故があるときは、あらかじめ取締役会の定める順序により、他の取締役がこれに代わる。	④ 医科、産業衛生、理化学、生化学、光学機器、計量器及び健康や医療に関する機器・器具の製造、売買、レンタル、リース、保守点検、修理、加工、設置工事並びに輸出入 ⑤ 医薬品、医療用外各種薬品類、医薬品原料、医薬部外品、化粧品、健康食品、日用雑貨品、動物用医薬品、工業薬品その他化学製品、試薬、臨床検査薬、毒物、劇物、動物用医療用具の製造、加工、売買、修理、保守点検、レンタル、リース及び輸出入 ⑥～⑪ (現行どおり) ⑫ コンピュータ及びその周辺機器の設計、開発、製造、レンタル、リース、保守点検、修理及び売買 ⑬ <u>医療及び医療用機器全般のコンサルティング業務並びにサービスの内外提供</u> ⑭～⑳ (現行どおり) ㉑ <u>医療出版及び市場調査を含む関連サービスの内外提供</u> ㉒ (現行どおり) 2～9 (現行どおり) 10. 特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の工業所有権その他の無体財産権の取得、管理、使用許諾及び売買 11～13 (現行どおり) (発行可能株式総数) 第6条 当社の発行可能株式総数は、<u>36,000,000</u>株とする。 (取締役会の招集権者及び議長) 第19条 取締役会は取締役会長がこれを招集し、その議長となる。<u>取締役会長</u>に事故があるときは、あらかじめ取締役会の定める順序により、他の取締役がこれに代わる。

第3号議案 取締役6名選任の件

本議案は、ディーバイエックスとの本経営統合に伴い、新たに取締役6名の選任をお願いするものであります。取締役候補者は次のとおりであります。

なお、当該取締役候補者の選任は、第1号議案「当社とディーバイエックス株式会社との株式交換契約承認の件」が原案どおり可決され、本株式交換の効力が発生することを条件として、本株式交換の効力発生日（2026年9月1日予定）に効力が生ずるものといたします。

1

しばさき
柴崎

ひろし
浩

1965年4月23日生 61歳
> 所有する当社の株式の数：0株

新任

> 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1986年 8 月 松永歯科医院入社
1991年 8 月 株式会社ヘルツ（現 ディーバイエックス株式会社）入社
1998年12月 同社営業部長
2003年 1 月 同社取締役営業本部長
2004年 2 月 同社取締役ヘルツ事業部長
2007年 6 月 同社執行役員ヘルツ事業本部長
2010年 4 月 同社執行役員営業統括本部長
2010年 6 月 同社取締役執行役員営業統括本部長
2012年 4 月 同社取締役（営業担当）
2015年 4 月 同社取締役（営業及びマーケティング担当）執行役員
2017年 4 月 同社取締役（不整脈営業担当）執行役員
2017年 6 月 同社常務取締役（不整脈営業担当）執行役員
2018年 4 月 同社常務取締役（不整脈営業担当）
2018年 6 月 同社取締役副社長（営業全般及び不整脈担当）
2019年 4 月 同社代表取締役副社長
2019年 6 月 同社代表取締役社長
2020年11月 株式会社MSS取締役会長（現任）
2026年 6 月 ディーバイエックス株式会社代表取締役会長（現任）

> 取締役候補者とした理由

柴崎浩氏は、ディーバイエックス株式会社に入社以来、主に営業に関する分野に携わり、同社の取締役に就任して以来、営業全般を統括し、豊富な経験と見識を有しています。また、代表取締役として経営全般を統括し業容拡大を推進しており、企業経営の経験もあると判断したため、取締役候補者となりました。

2

す わ
諏訪 聡志1974年 1月25日生 52歳
> 所有する当社の株式の数：0株

新任

> 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1995年 6月 株式会社ヘルツ（現 ディーバイエックス株式会社）入社
2012年 4月 同社業務部長
2017年 4月 同社財務経理部長
2021年 4月 同社執行役員業務部長
2024年 6月 同社取締役（財務経理及び業務担当）執行役員業務部長
2025年 6月 同社取締役（経営管理、人事、財務経理、業務、経営戦略担当）執行役員業務部長
2026年 6月 同社取締役（経営管理、人事、DX・IT推進担当）執行役員DX・IT推進部長（現任）

> 取締役候補者とした理由

諏訪聡志氏は、ディーバイエックス株式会社に入社以来、主に財務経理及び業務部門における職務に携わり、財務・経理に関して豊富な経験と見識を有していると判断し、取締役候補者となりました。

3

み や も と
宮本 聡1959年 5月24日生 67歳
> 所有する当社の株式の数：0株

新任

> 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1983年 4月 野村證券株式会社入社
2013年 8月 ディーバイエックス株式会社入社
2014年 4月 同社内部監査室長
2018年 4月 同社執行役員
2018年 6月 同社取締役（財務経理及び業務担当）執行役員
2019年 4月 同社取締役（財務経理及び業務担当）執行役員業務部長
2021年 4月 同社取締役（財務経理及び業務担当）
2023年 6月 同社取締役（経営管理及び人事担当、財務経理及び業務担当）執行役員
2024年 6月 同社取締役（経営管理及び人事担当）執行役員
2025年 6月 同社取締役（経営全般担当）

> 取締役候補者とした理由

宮本聡氏は、証券会社での長年にわたる勤務経験を持ち、ディーバイエックス株式会社に入社後は、内部監査室長並びに財務経理及び業務担当役員としての職務に携わり、財務・経理に関し豊富な経験と見識を有していると判断し、取締役候補者となりました。

4

みやがわ
宮川たけし
猛1976年8月27日生 49歳
> 所有する当社の株式の数：0株

新任

> 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1998年12月 株式会社医療ソフトサポートセンター（現 株式会社MSS）入社
 2001年4月 株式会社ヘルツ（現 ディーバイエックス株式会社）入社
 2002年12月 株式会社MSS取締役
 2018年4月 ディーバイエックス株式会社業務部長
 2019年4月 同社内部監査室長
 2019年6月 株式会社MSS代表取締役（現任）
 2019年9月 株式会社日誠メディテック代表取締役（現任）
 2021年4月 ディーバイエックス株式会社執行役員内部監査室長
 2022年6月 同社取締役（監査等委員）（現任）

> 取締役候補者とした理由

宮川猛氏は、ディーバイエックス株式会社に入社して以来、同社の医療機器販売業務の運営、内部監査に関する分野に携わり、豊富な経験と見識を有していると判断し、取締役候補者となりました。

5

のじま
野島とおる
透1960年10月13日生 65歳
> 所有する当社の株式の数：0株

新任

社外

独立

> 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1985年4月 鈴木税理士事務所入所
 1992年11月 監査法人朝日新和会計社（現 有限責任 あずさ監査法人）入社
 2002年7月 同法人社員（現 アソシエイト・パートナー）
 2009年7月 同法人代表社員（現 パートナー）
 2019年7月 野島透公認会計士事務所 所長（現任）
 2020年6月 ディーバイエックス株式会社社外取締役（監査等委員）（現任）

> 社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

野島透氏は、これまで社外役員となること以外の方法で会社経営に関与された経験はありませんが、公認会計士として培われた専門的な知識と豊富な経験を有しています。このような知識等を活かし、当社の経営課題に対して、会計専門家としての視点から有効な助言をいただけることを期待し、取締役候補者となりました。なお同氏は、金融商品取引所の定めに基づく独立役員の候補者です。

> 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1977年 3 月 ボシュロム・ジャパン株式会社入社
1988年 2 月 ニッポンリーバB.V.入社
1991年 9 月 メドトロニック・ジャパン株式会社入社
2002年12月 ベクトン・ディッキンソン株式会社入社
2006年 4 月 日本エラメディカル株式会社入社
2007年 8 月 ソーリン・ジャパン株式会社（現 リヴァノヴァ株式会社）代表取締役
2018年 8 月 株式会社iCorNet研究所事業化担当取締役（現任）
2024年 6 月 ディーバイエックス株式会社社外取締役（現任）

> 社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

杉山純男氏は、メディカル製品の営業、マーケティング及びマネジメントに関し、約40年に渡る経験があり、本格的な消費財マーケティングも経験し医療機器業界にあっては数少ないマーケティング専門家としての知見を有しています。また医療関係の企業での代表取締役として、長年にわたり企業の経営に携わり、会社経営全般に対する豊富な知識と経験を有しています。このような知識等を活かし、当社の経営課題に対して、経営者の視点から有効な助言をいただけることを期待し、取締役候補者としてしました。なお同氏は、金融商品取引所の定めに基づく独立役員の候補者です。

- (注) 1. 各取締役候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 各取締役候補者の年齢は本臨時株主総会終結時のものです。
3. 各取締役候補者は、新任の取締役候補者であります。
4. 野島透氏及び杉山純男氏は、社外取締役候補者です。両氏の選任が承認された場合、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出る予定です。
5. 野島透氏及び杉山純男氏の選任が承認された場合、当社は、両氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定です。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める最低責任限度額とする予定です。
6. 当社は、役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者による職務の執行に起因する損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害賠償金や争訟費用等を填補することとしており、その保険料は当社が全額負担しています。全ての取締役候補者は、取締役に選任された場合、当該保険契約の被保険者に含まれることになります。また、次回更新時には同内容での更新を予定しています。

第4号議案 監査役1名選任の件

本議案は、ディーバイエックスとの本経営統合に伴い、新たに監査役1名の選任をお願いするものであります。監査役候補者は次のとおりであります。

なお、当該監査役候補者の選任は、第1号議案「当社とディーバイエックス株式会社との株式交換契約承認の件」が原案どおり可決され、本株式交換の効力が発生することを条件として、本株式交換の効力発生日（2026年9月1日予定）に効力が生ずるものといたします。

また、本議案につきましては、監査役会の同意を得ています。

たのうえ
田上

あきこ
昭子

1967年3月5日生 59歳
> 所有する当社の株式の数：0株

新任

社外

独立

> 略歴、地位及び重要な兼職の状況

2001年12月 弁護士登録（第二東京弁護士会）

2006年12月 コスモス法律事務所入所 同事務所パートナー（現任）

2022年6月 ディーバイエックス株式会社社外取締役（監査等委員）（現任）

> 社外監査役候補者とした理由

田上昭子氏は、これまで社外役員となること以外の方法で会社経営に関与された経験はありませんが、弁護士として培われた専門的な知識と豊富な経験を有しており、当社のコンプライアンス体制の構築・維持の強化に資すると判断し、監査役候補者となりました。

- (注) 1. 監査役候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 上記候補者の年齢は本臨時株主総会終結時のものです。
3. 上記候補者は、新任の監査役候補者であります。
4. 田上昭子氏は社外監査役候補者です。同氏の選任が承認された場合、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出る予定です。
5. 田上昭子氏の選任が承認された場合、当社は、同氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定です。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める最低責任限度額とする予定です。
6. 当社は、役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者による職務の執行に起因する損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害賠償金や争訟費用等を填補することとしており、その保険料は当社が全額負担しております。田上昭子氏は、監査役に選任された場合、当該保険契約の被保険者に含まれることになります。また、次回更新時には同内容での更新を予定しています。

(ご参考)

取締役会のスキルマトリックス

・本臨時株主総会に上程する取締役選任議案及び監査役選任議案が全て原案どおりご承認いただけた場合における、本株式交換の効力発生後の当社取締役会の構成を前提に作成しております。

										専門性と経験					
	氏 名	役 位	年齢	在任年数	性別	指 名 ・ 報酬委員	資格	企業経営・経営戦略	グローバル	臨床経験・マーケティング・営業	財務・会計・金融・M&A	法 務 ・ リスク管理・監 査	人 事 ・ 労 務	技 術 開 発	ICT ・ DX
取 締 役	柴崎 浩	代表取締役会長	61	新任	男	●		●		●				●	
	前島 洋平	代表取締役社長	59	12	男	●	医師	●	●	●			●		
	磯田 恭介	取締役	51	13	男								●		●
	諏訪 聡志	取締役	52	新任	男						●				●
	村田 宣治	取締役	51	13	男						●	●			●
	宮本 聡	取締役	67	新任	男			●			●	●			●
	桑村 勝之	取締役	51	6	男					●					
	宮川 猛	取締役	49	新任	男							●			●
	川元 由喜子	社外取締役(独立)	64	8	女	●			●		●				
	野島 透	社外取締役(独立)	65	新任	男	●	□				●	●			
	杉山 純男	社外取締役(独立)	72	新任	男			●	●	●				●	
監 査 役	田久保 善彦	社外取締役(独立)	56	2	男	●		●					●		
	守谷 純一	常勤社外監査役	63	9	男						●	●			
	新田 東平	社外監査役(独立)	68	5	男		□				●	●			
	田上 昭子	社外監査役(独立)	59	新任	女	●	○					●	●		

- (注) 1. 第1号議案「当社とディービーエックス株式会社との株式交換契約承認の件」が原案どおり可決され、本株式交換の効力が発生した場合、本株式交換の効力発生日をもって、当社の社外取締役である北川敬博氏は当社の取締役を辞任し、当社の社外監査役である周東秀成氏は当社の監査役を辞任する予定です。
2. 新任役員以外の役員の在任年数については、2026年9月開催予定の当社定時株主総会終結時における在任年数を記載しております。
3. 上記のスキルマトリックスの「資格」欄に記載の「□」は公認会計士、「○」は弁護士の資格を有していることを表します。

スキルマトリックス各項目の定義

項 目	定 義
企業経営・経営戦略	企業もしくは団体でのトップマネジメントの経験
グローバル	海外駐在経験、もしくは外資系企業での勤務経験
臨床経験・マーケティング・営業	医療・介護現場での業務経験や営業経験
財務・会計・金融・M&A	財務業務、会計業務、M&A等の実務経験
法務・リスク管理・監査	法務業務、リスク管理、内部監査等の実務経験
人事・労務	人事労務業務の実務経験
技術開発	医療機器の開発、薬事承認に関する実務経験
ICT・DX	ICTに関する知見、DX推進に関する実務経験

第5号議案

取締役に対する株式報酬制度に係る内容の一部改定の件

1. 提案の内容及び当該報酬等を相当とする理由

本議案は、本経営統合契約及び本株式交換契約の締結並びにこれらを契機とする当社の役員報酬制度の見直しに伴い、当社の取締役に対する報酬等のうち、株式報酬制度の対象となる取締役を、「取締役（社外取締役を除く。）」から「取締役（社外取締役を除く。）のうち株式報酬制度の対象となる取締役として取締役会で定めた者」に変更することについて、株主の皆様にお諮りするものです。

当社は、2018年9月20日開催の第69期定時株主総会において株主の皆様のご承認をいただき、報酬と当社の株式価値との連動性をより明確にし、取締役が株価の変動による利益・リスクを株主と共有することで、中長期的な業績の向上と企業価値の増大に貢献する意識を高めることを目的として、社外取締役を除く当社取締役を対象に、1事業年度あたり35,000ポイント（1ポイント＝1株）を上限にポイントを付与し、原則として取締役の退任時において、付与されたポイントに応じた株式を交付する株式報酬制度（以下「本制度」といいます。）を導入しております。なお、本制度は、1998年11月10日開催の第49期定時株主総会においてご承認いただきました取締役の報酬の限度額（年額400百万円以内。ただし、使用人分給与は含みません。）とは別枠の報酬制度となります。

今般、第1号議案「当社とディーバイエックス株式会社との株式交換契約承認の件」が原案どおり可決された場合、ディーバイエックスは当社の完全子会社となり、ディーバイエックスの取締役である者又はあった者が当社の取締役に就任することも見込まれますが、ディーバイエックスにおいては既に独自の株式報酬制度（譲渡制限付株式報酬制度）が存在すること等も踏まえ、上記の本制度の目的は基本的に維持しつつ、本株式交換の効力発生後の当社グループにおいて柔軟な報酬設計を可能なものとするため、本制度の対象となる取締役を、「取締役（社外取締役を除く。）」から「取締役（社外取締役を除く。）のうち株式報酬制度の対象となる取締役として取締役会で定めた者」に変更したく存じます（以下、この変更を「本変更」といいます。）。本変更を除いては、当社株式の取得資金として当社が拠出する金銭の上限、取締役に付与されるポイント総数の上限といった事項を含め、本制度の内容は、2018年9月20日開催の第69期定時株主総会において株主の皆様にご承認いただいた内容から変更はございません。

本変更後の本制度は、本制度の対象となる取締役に係る事項を除き、2018年9月20日開催の第69期定時株主総会において株主の皆様にご承認いただいた本制度の内容と同一であること、本制度の対象となる取締役の範囲についての変更は、上記のとおり、本株式交換の効力発生後の当社グループにおいて柔軟な報酬設計を可能とすることを目的とするものであること、また、当社は、取締役及び執行役員の報酬決定プロセスにおける透明性・客観性を担保するため、社外取締役を委員長とする指名・報酬委員会を設置しているところ、本変更後の本制度の内容については指名・報酬委員会の審議を経た上で取締役会で決議していることから、当該内容は相当であると考えております。

第3号議案「取締役6名選任の件」が原案どおり可決されますと、当該議案に係る取締役選任の効力が生ずる時点において、本制度の対象となる取締役の員数は最大で8名となります（上記のとおり、実際に本制度の対象となる取締役は、8名のうち取締役会の決議によって定められます。）。

なお、本変更は、第1号議案「当社とディービーエックス株式会社との株式交換契約承認の件」が原案どおり可決され、本株式交換の効力が発生することを条件として、本株式交換の効力発生日（2026年9月1日予定）に効力が生ずるものいたします。

また、本議案をご承認いただくことを条件に、取締役の個人別の報酬等の内容についての決定方針を当該変更に沿うよう改定する予定です。

2. 改定後の本制度における報酬等の額・内容等

(1) 本制度の概要

本制度は、当社が金銭を拠出することにより設定する信託（以下「本信託」といいます。）が当社株式を取得し、当社が各取締役に付与するポイントの数に相当する数の当社株式が本信託を通じて各取締役に對して交付される、という株式報酬制度です。

本変更後の本制度の骨子は下表のとおりです。

なお、本変更前の本制度の内容については、2018年8月9日付「取締役に對する株式報酬制度の導入に関するお知らせ」をご参照ください。

項目	ご参考：本変更前	本変更後の本制度 (下線部分が改定箇所)
①本制度の対象となる取締役	当社取締役（社外取締役を除く。）	当社取締役（社外取締役を除く。） のうち株式報酬制度の対象となる <u>取締役として取締役会で定めた者</u>
②当初信託期間	約3年間 ※信託期間を延長することで本制度を継続することがある	同左
③当初信託期間において、取締役に交付するために必要な当社株式の取得資金として当社が拠出する金銭の上限	合計金150百万円 ※延長した場合、延長年数に金50百万円を乗じた金額が追加拠出の上限となる	同左
④当社株式の取得方法	自己株式の処分による方法又は取引所市場（立会外取引を含む。）から取得する方法	同左
⑤取締役に付与されるポイント総数の上限	1事業年度あたり35,000ポイント	同左
⑥ポイント付与基準	役位等に応じたポイントを付与	同左
⑦取締役に交付される株式の数	1ポイントにつき当社株式1株を付与	同左
⑧取締役に對する当社株式の交付時期	原則として退任時	同左

(2) 当社が拠出する金銭の上限

本信託の当初の信託期間は約3年間とされており、現在は延長されています。当社は、当該信託期間中に、本制度に基づき取締役に交付するために必要な当社株式の取得資金として、合計金150百万円を上限とする金銭を対象期間中に在任する取締役に対する報酬として拠出し、一定の要件を満たす取締役を受益者として本信託を設定します。本信託は、当社が信託した金銭を原資として、当社株式を当社の自己株式の処分による方法又は取引所市場（立会外取引を含みます。）から取得する方法により、取得します。

(注) 当社が実際に本信託に信託する金銭は、上記の当社株式の取得資金のほか、信託報酬、信託管理人報酬等の必要費用の見込み額を合わせた金額となります。

なお、信託期間の満了時（以下の手続により、信託期間を延長し本制度を継続した場合には、延長後の信託期間の満了時とします。）において、当社の取締役会の決定により、その都度信託期間を延長し（当社が設定する本信託と同一の目的の信託に本信託の信託財産を移転することにより、実質的に信託期間を延長することを含みます。以下も同様です。）本制度を継続することがあります。この場合、当社は、本制度により取締役に交付するために必要な当社株式の追加取得資金として、延長した信託期間の年数に金50百万円を乗じた金額を上限とする金銭を本信託に追加拠出します。また、この場合には、かかる本制度の継続・信託期間の延長に応じて対象期間を延長し、延長された信託期間内に下記（3）のポイント付与及び当社株式の交付を継続します。

また、上記のように対象期間を延長せず本制度を継続しない場合であっても、信託期間の満了時において、既にポイントを付与されているものの未だ退任していない取締役がある場合には、当該取締役が退任し当社株式の交付が完了するまで、本信託の信託期間を延長することがあります。

(3) 取締役に交付される当社株式の算定方法及び上限

①取締役に対するポイントの付与方法等

当社は、当社取締役会で定める株式交付規程に基づき、各取締役に対し、信託期間中の株式交付規程に定めるポイント付与日において、役位等に応じたポイントを付与します。ただし、当社が取締役に対して付与するポイントの総数は、1事業年度あたり35,000ポイントを上限とします。

②付与されたポイントの数に応じた当社株式の交付

取締役は、上記①で付与されたポイントの数に応じて、下記③の手続に従い、当社株式の交付を受けます。なお、1ポイントは当社株式1株とします。ただし、当社株式について、株式分割・株式併合等、交付すべき当社株式数の調整を行うことが合理的であると認められる事象が生じた場合には、かかる分割比率・併合比率等に応じて、合理的な調整を行います。

③取締役に対する当社株式の交付

各取締役に対する上記②の当社株式の交付は、各取締役がその退任時において、所定の受益者確定手続を行うことにより、本信託から行われます。

ただし、このうち一定の割合の当社株式については、源泉所得税等の納税資金を当社が源泉徴収する目的で本信託内において売却換金したうえで、当社株式に代わり金銭で交付することがあります。また、本信託内の当社株式について公開買付けに応募して決済された場合等、本信託内の当社株式が換金された場合には、当社株式に代わり金銭で交付することがあります。

(4) 議決権行使

本信託内の当社株式に係る議決権は、当社及び当社役員から独立した信託管理人の指図に基づき、一律に行使しないことといたします。かかる方法によることで、本信託内の当社株式に係る議決権の行使について、当社経営への中立性を確保することを企図しております。

(5) 配当の取扱い

本信託内の当社株式に係る配当は、本信託が受領し、当社株式の取得代金や本信託に係る受託者の信託報酬等に充てられます。

以 上

株主メモ

- 事業年度 毎年7月1日から翌年6月30日まで
- 定時株主総会 毎年9月開催
- 基準日 定時株主総会 毎年6月30日
期末配当金 毎年6月30日
中間配当金 毎年12月31日
そのほか必要があるときは、あらかじめ公告して定めた日
- 株主名簿管理人及び
特別口座の口座管理機関 三井住友信託銀行株式会社
- 株主名簿管理人
事務取扱場所 大阪市中央区北浜四丁目5番33号
三井住友信託銀行株式会社 証券代行部
〒168-0063 東京都杉並区和泉二丁目8番4号
三井住友信託銀行株式会社 証券代行部
(郵便物送付先)
(電話照会先) ☎ 0120-782-031
受付時間 9:00~17:00 (土日休日を除く)

【インターネット】 <https://www.smtb.jp/personal/procedure/agency/homepageurl>

【株式に関する住所変更等のお届出及びご照会について】

証券会社の口座をご利用の場合は、三井住友信託銀行ではお手続きができませんので、取引証券会社へご照会ください。

証券会社の口座のご利用がない株主様は上記電話照会先までご連絡ください。

【特別口座について】

株券電子化前に「ほふり」(株式会社証券保管振替機構)を利用されていなかった株主様には、株主名簿管理人である上記の三井住友信託銀行株式会社に口座(特別口座といいます。)を開設しております。特別口座についてのご照会及び住所変更等のお届出は、上記の電話照会先をお願いいたします。

- 公告方法 当社のホームページに掲載
(<https://www.olba.co.jp/>)
- 上場金融商品取引所 東京証券取引所(スタンダード市場) 証券コード2689
- 単元株式数 100株

株主総会会場ご案内略図

会場

岡山市北区駅元町1番5
ホテルグランヴィア岡山
3階 パールの間
電話 (086) 234-7000

交通

J R 岡山駅2階直結

※株主総会後の株主懇親会
の開催や、お土産のご用
意はございません。

